

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年10月31日 12時00分ごろ
発生場所	鳴門海峡（大鳴門橋南方沖） 鳴門飛島灯台から真方位071°1,150m付近 （概位 北緯34°14.1′ 東経134°39.6′）
事故の概要	プレジャーボート ^{マサキング} MasakingⅢは、東進中、また、プレジャーボート石原丸 ^{いしはら} は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート MasakingⅢ、4.2トン 271-38915岡山、(株)岡山マリン・ポートセンター B プレジャーボート 石原丸、1.8トン OY3-24834（漁船登録番号）、個人所有 第271-27521号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部フェアリーダーに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期（孫埼）
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、流し釣りを開始し、潮上りの目的で東進中、船長Aが、左舷方に認めた1隻の遊漁船（以下「本件遊漁船」という。）を見ながら航行を続けたところ、船首方至近にB船を認め、慌てて機関を後進に掛けたものの、船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、鳴門海峡での釣りが2回目であり、また、当日の釣果が少なかったため、本件遊漁船がどこまで潮上りして遊漁を開始するか気になり、船首方のB船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者B ₁ 」、「同乗者B ₂ 」という。）を乗せ、複数の釣り船が集まる海域で船首を北方に向けて漂流を始め、船長Bが右舷船尾部、同乗者B ₁ が左舷船尾部及び同乗者B ₂ が右舷船首部で流し釣りを開始した。 船長Bは、同乗者B ₁ からA船が接近する旨を聞いてA船を認めた際、航行中のA船が漂流しているB船を避けてくれると思って釣りを続けたところ、A船がそのまま針路を変えずに接近してきたので、衝

	突の危険を感じ、機関を後進に掛けたものの、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。
分析	<p>A船は、潮上りの目的で東進中、船長Aが、鳴門海峡での釣りが2回目であり、また、当日の釣果が少なく、本件遊漁船がどこまで潮上りして遊漁を開始するのか気になり、本件遊漁船を見ながら航行を続けたことから、船首方至近にB船を認め、機関を後進に掛けたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、接近するA船を認めた際、航行中のA船が漂泊しているB船を避けてくれると思って釣りを続けたことから、更に接近するA船に対して危険を感じ、機関を後進に掛けたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東進中、B船が漂泊中、船長Aが本件遊漁船を見ながら航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が漂泊しているB船を避けてくれると思って釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流し釣りをする船長は、潮上りする際、漂泊中の釣り船及び潮上りする釣り船の状況を把握し、特定の方向に集中することなく、周囲を確認し、余裕のある時期に避ける動作をとること。 ・ 流し釣りをする船長は、釣りをして漂泊中においても、漂泊する自船に対して向かってくる船がないと思わず、周囲の状況を把握すること。